

[共通事項（主要行／全国地方銀行協会／第二地方銀行協会／
生命保険協会／日本損害保険協会／日本証券業協会）]

1. 金融分野におけるデータの利活用の推進

- 本年5月30日、官民データ活用推進基本法に基づき、官民データ活用推進基本計画が閣議決定。重点的に講ずべき施策のひとつとして、金融分野におけるデータの利活用の推進が挙げられている。
- 各金融機関におかれては、顧客の信頼・安全に留意しつつ、適切なデータの利活用について考えていただきたい。

2. LEIの利用促進

- LEI（Legal Entity Identifier：取引主体識別子）は、金融取引等を行う主体を識別する国際的な番号で、世界的な金融危機後、2011年のG20カンヌ・サミット首脳宣言において国際的に導入が合意された。しかし、欧米主要国に比べて日本はLEIの取得が少ない状況にある。
- LEIが広く導入されることにより、監督当局等による金融取引の実態の効果的な把握に寄与するものと考えている。更に、金融取引の透明性向上に有効と考えられるLEIは、マネーロンダリング対策等の観点からも国際的な議論が進められているところ。当庁もこうした議論に積極的に参加している。
- 金融庁としては、LEIの意義等についてご説明する機会を設けるなど、更なる利用促進に向けて、取り組んでいく所存であり、引き続き、LEIの取得や更なる利用拡大のための協力をお願いしたい。

（以上）